



要保存

令和4年5月9日

保護者の皆様

川崎市立下河原小学校
校長 菊地 美和子

地震発生時の児童の安全確保について（お知らせ）

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。心より感謝申し上げます。

さて、平成23年3月11日発生した東日本大震災を受けて、川崎市立学校における地震発生時の臨時休業と児童の下校措置については次のようになっています。

本校では、こうした災害発生時に限らず、児童の安全確保を最優先に教育活動に取り組んで参りますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

<臨時休業>

川崎市内のいずれかの地域（中原区とは限りません）に、震度5強以上の地震が発生した場合は、すべての川崎市立学校において、発生した日の翌日を一齐に臨時休業にいたします。

もし、発生時刻が始業時刻前の場合は、発生した当日についても臨時休業にいたします。

（登校時間帯に重なり、登校してしまったお子さんについては、学校でお預かりします。）

また、発生した日が休日、休前日（例えば金曜日）の場合は、休日明けの平日を臨時休業にいたします。また、休日明けの平日が課業日でないとき（夏季休業中や振替休日など）は、児童の学校での活動をすべて中止といたします。

なお、施設設備や地域における被害状況を踏まえて、児童の安全確保を図るために、校長の判断で引き続き臨時休業や登校時刻を変更する場合があります。

<児童の下校>

授業など学校での教育活動中に、川崎市内のいずれかの地域（中原区とは限りません）に、震度5強以上の地震が発生した場合は、川崎市立小学校、支援学校においては、すべての児童を学校に留め置き、保護者に直接引き渡すことが原則になります。

なお、震度5弱以下の地震が発生した場合の下校については、学校や川崎市周辺の被災状況の把握をもとに、児童の安全を第一に考え、児童の留め置きなどを学校で判断いたします。

上記の点について、ご不明な点がある場合は、教頭（Tel.522-0158）までご相談ください。